

11月は「同和運動推進月間」です

部落差別（同和問題）をはじめとする様々な人権問題の解決は、すべての人々の人権が尊重される明るく住みよいふるさとを築くために、最も重要かつ基本的な課題です。

湯浅町においても、これまで問題解決のためのさまざまな取組を行い、部落差別（同和問題）は解消へと向かっています。しかし残念ながら、完全に解消したとは言えず、結婚に関係するいわゆる同和地区の問い合わせやインターネット上で誹謗中傷を行うなどの部落差別が発生しており、今なお差別に苦しむ人々があります。

このような中、平成28年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」が公布・施行されました。この法律は、今なお部落差別は存在していること、また近年の情報化の進展に伴い、部落差別の状況が変化していることを明記するとともに、部落差別の解消の必要性について、国民の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することをめざすものです。

このような状況を踏まえ、昨年10月に「湯浅町部落差別をなくす条例」が、また本年3月に「和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例」が施行されました。

和歌山県では、11月を「同和運動推進月間」と定め、部落差別（同和問題）に対する理解を深めていただくための啓発活動が実施されます。

私たち一人ひとりが部落差別（同和問題）を正しく理解し、「差別をしない、差別を許さない。」という意識を高めていき、すべての人々の人権が尊重される豊かな社会を築いていきましょう。



部落差別（同和問題）に関する相談窓口

■人権ホットライン【(公財)和歌山人権啓発センター】

..... ☎073-421-7830

■和歌山人権政策課..... ☎073-441-2563

■有田振興局総務県民課..... ☎64-1257



■湯浅町人権推進課【湯浅町総合センター】※同和問題相談員が配置されています。

..... ☎63-4152 または ☎64-1126

■宮西文化会館..... ☎63-5761

■野下・出水文化会館..... ☎63-6315

■横田文化会館..... ☎63-6085

あなたも私もみんなステキ

～ともに考えましょうみんなの人権～

人権尊重委員会
人権推進課
(総合センター)
☎64-1126
jinsui@town.yuasa.lg.jp

噂やインターネットのデマに惑わされないで！③

先月号では、新型コロナウイルス感染症に関連した根拠のない噂や誤った情報が、広まってしまう理由についてご説明しました。

今回は、タイトルにもある「噂やインターネットのデマに惑わされない」ために具体的にどうすれば良いのかをご紹介しますと思います。

① 情報と“密”になりすぎない

皆さんは、情報をどれくらいの頻度で取り入れているでしょうか。気づいたら一日中気にしてしまっていたり、新型コロナウイルス感染症に関する悪い情報ばかりを見てしまっている人はいませんか？情報を多く取り入れてすぎてしまうと、どれが正しくて、どれが誤っているのかわからなくなってしまい、その結果偏見や差別につながってしまうこともあります。

【対処法】

- ・ 公的な機関より発信される情報を取り入れる。
- ・ 一日のなかでニュースを見る時間を決めて、気にしすぎないようにする。

② 心に余裕を持つ

新型コロナウイルス感染症により、自粛が多くなる中で、いわゆる「コロナ疲れ」になっていませんか？心が疲れていると、情報の真偽に

関わらず自分の安心できる情報のみを取り入れがちになってしまいます。

【対処法】

- ・ 疲れていると感じた時は、一度深呼吸をして落ち着く。
- ・ 自粛生活の中で、趣味や楽しみを見つける。

③ 悪いのは人ではなく、ウイルスです

皆さんが感じる不安や恐怖の原因は、「新型コロナウイルス」のせいではありません。不安や恐怖を感じながらも、私たちの日常生活を維持するために日々働いている人がいます。そんな方々に感謝し、敬意を払いましょう。

現在のコロナ禍の中で、みなさんが様々な形で、頑張っています。

そんな中、誤解や偏見に基づく差別やいじめを行う事は許されません。

町民一丸となって、根拠のない噂や誤った情報を無くしていきましょう。



人権を考える強調月間：11月11日(水)～12月10日(木)

全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間を実施します！

和歌山地方方法務局・和歌山人権擁護委員連合会 ☎073-422-5131

◆期 間：11月12日(金)～18日(木)

◆時 間：[平日]8:30～19:00 [土・日]10:00～17:00

◆電話番号：0570-070-810 (全国共通ナビダイヤル)

◆相談内容：夫・パートナーからの暴力やストーカー、セクハラなどの女性をめぐる人権相談。

相談は無料で、秘密は厳守されます。法務局職員又は人権擁護委員が相談に応じますので、お気軽にご相談ください。

